

「工事契約」に関する検討項目

会計基準(案)	結論の背景	適用指針における検討項目
1. 目的		
<p>○規定内容 工事契約(工事収益/工事原価)の、施工者における会計処理と開示</p>		
2. 適用範囲		
<p>○工事契約 仕事の完成に対して対価が支払われる請負契約のうち、土木、建設、造船や、一部の機械装置の製造等基本的な仕様や作業内容を顧客の指図に基づいて行う工事の請負に係る契約</p> <p>○受注制作ソフトウェア制作 工事契約に準じ、本基準を適用</p>	<p>○適用対象外となる取引 1) 専らサービスの提供を目的とする請負契約 2) 工事に係る労働サービスの提供そのものを目的とする契約 3) 標準品を製造する場合(cf.付随的部分の顧客指図を含む) 等</p> <p>○据付・移設・試運転 等 1) 土木、建設、機械装置製造等の契約の一部(付随的作業) 一体として工事契約(対象) 2) 物の引渡を目的とする契約の一部(付随的作業) 工事契約でない(対象外) 3) 土木工事や建設工事等として独立に契約工事契約(対象)</p>	<p>○基準の当てはめを示した方がよいケースはあるか?</p>
3. 収益認識の単位		
<p>○当事者が合意した取引の実質的な単位 1) 契約書は、通常、取引の実質的な単位を反映</p>	<p>○実質的な取引単位が持つ一般的な特徴 その範囲の工事義務の履行により、取引相手方</p>	<p>○基準のあてはめを示した方がよいケースはあるか?</p>

「工事契約」に関する検討項目

会計基準（案）	結論の背景	適用指針における検討項目
2) そうでない場合 実質にもとづく	<p>から対価に対する確定的な請求権を獲得</p> <p>○実質的取引単位の中に、工事にかかる部分とそれ以外の部分とが含まれている場合</p> <p>1)全体として基本的な仕様や作業内容を顧客の指図に基づいて行う工事の請負を目的とする契約</p> <p>実質的な取引単位の全体につき工事契約として本会計基準を適用</p> <p>2)全体として物の引渡を目的とする契約等に付随的な工事を伴っている場合</p> <p>工事契約とはならない</p>	<p>○（税務上の）部分完成基準についての理解</p> <p>○単位の変更の取扱い 「10.工事契約に係る条件変更の取扱い」と関連</p>
5. 工事原価の範囲等		
○原価計算基準による	○ 長期請負工事に係る販売費及び一般管理費に関する、企業会計原則の取扱いについては適用しない旨。	○工事収益の範囲 何らかの規定が必要か？
6. 適用すべき認識基準の識別		
(1) 認識基準の識別		
<p>○進行基準：成果の確実性が認められる場合</p> <p>○完成基準：上記要件を満たさない場合</p>	<p>○工事契約の实在（前提）</p> <p>1) 解約される可能性が少ない 又は、</p> <p>2) 解約される可能性あっても、解約以前に進捗</p>	

「工事契約」に関する検討項目

会計基準（案）	結論の背景	適用指針における検討項目
	した部分については、それに見合う対価の支払いを受けることが確実	
(2) 成果の確実性		
<p>○ 成果の確実性 各要素につき、信頼性をもって見積ることができること</p> <p> 工事収益総額 工事原価総額 決算日における工事進捗度</p> <p>○ 工事収益総額 1) 前提条件 工事の遂行が対価に結び付く確実性（＝工事が完成する確実性）</p> <p> 施工者の完工能力 重要な完成阻害要因の不存在</p> <p>2) 対価の定め 対価の額 決済条件＋決済方法 対価の額が、将来の不確実な事象に関わらせて定められている場合 合理的に算定できることが必要</p>	<p>○工事原価総額 1)当該工事契約に関する原価や実行予算等に関する管理体制の整備が不可欠の要件 2)金額的重要性がない等の理由により、当該工事契約に関して、個別に 1) の条件を満たす十分な原価や実行予算等の管理が行われていない工事契約 工事進行基準の適用要件を満たさず</p> <p>○受注制作ソフトウェア ハードウェアの供給を目的とする取引に比して、原価の発生やその見積りに対するより高度な管理が必要</p> <p>○工期 1) 識別規準に含まれず 2) 但し、ごく短期いもの工事進行基準を適用する必要なし</p>	<p>適用指針で補足的に説明を追加した方がよい事項はあるか？</p>

「工事契約」に関する検討項目

会計基準（案）	結論の背景	適用指針における検討項目
<p>○工事原価総額 1) 見積りが、実際に発生額と比較できる形で作成されていること 2) 事前の見積りと実績の対比により、適時・適切に工事原価総額の見積りの見直しが行われていること</p> <p>○工事進捗度 原価比例法 工事原価総額が信頼性を持って見積られれば、通常、工事進捗度は信頼性をもって見積れる</p>		
<p>(3) 収益の確実性が変化した場合の取扱い</p>		
	<p>工事完成基準を適用する契約については、その後工事の完成が近づいたため成果の確実性が増したことのみに理由として、認識基準を工事進行基準に変更してはならない。</p>	<p>○当初、確実と判断されたものが、途中で不確実と判断されるに至った場合</p> <p>○当初、不確実と判断されたものが、途中で確実になったと判断された場合。</p> <p>1) 時間の経過による確実性の増加 2) 契約内容の確定による確実性の増加</p>

「工事契約」に関する検討項目

会計基準(案)	結論の背景	適用指針における検討項目
7. 工事進行基準の会計処理		
(1) 工事進行基準による収益及び原価の測定		
<p>○進行基準の3要素</p> <p>1) 工事収益総額</p> <p>2) 工事原価総額</p> <p>3) 決算日における工事進捗度</p>		<p>○工事進行基準に係る外貨建完成工事未収入金の換算</p>
(2) 工事進捗度合の見積り		
<p>○工事進捗度を適切に反映する方法</p> <p>全体の工事内容との対比において、決算日における工事進捗度を適切に反映する方法(原価比例法その他)</p> <p>1) 原価比例法 多くの場合適正に把握できる</p> <p>2) 他の方 法 契約内容により、より適切に把握できる場合</p>		<p>○原価比例法を適用する上での指針 工事の一部を下請け等に外注している場合等</p> <p>○原価比例法以外の合理的な算定方法の例示</p>
(3) 見積りの変更 ☛ 論点4(4)		
<p>○変更が行われた期に影響額を反映</p>		

「工事契約」に関する検討項目

会計基準（案）	結論の背景	適用指針における検討項目
8. 工事完成基準の会計処理		
	要件として引渡を求める理由について	
9. 複数の通貨が絡む工事契約の取扱い		
		<p>○工事損失が見込まれる場合</p> <p>○原価比例法により工事進捗度合を見積る場合</p>
10. 工事契約に係る条件変更の取扱い		
		<p>○「単位」の変更、「見積」の変更、「成果の確実性」の変動等の要素</p> <p>○条件変更の様式</p> <p>A)当初契約条件の中に織り込まれている変更（トリガー）</p> <p>B)事後的な交渉による変更</p> <p>○条件変更の内容</p> <p>1) 対価の額</p> <p>2) 工事の範囲（追加工事等）</p> <p>3) 仕様 / 設計</p>

「工事契約」に関する検討項目

会計基準（案）	結論の背景	適用指針における検討項目
		4) 契約期間
1.1. 損失が見込まれることとなった場合の取扱い		
<p>○工事損失発生の高い可能性 見込まれた期の損失に</p> <p>○会計処理と開示 （会計処理）工事損失引当金の計上 （開示）当該工事契約に未成工事支出金等の棚卸資産がある場合の開示</p> <p>○工事契約に広く適用（以下にかかわらない） 1) 進行基準か完成基準か 2) 着手・未着手 / 進行程度</p>		<p>○重要性の原則（ボーダーラインのケースの取扱い） 何らかの記述は必要か？</p> <p>○複数の通貨が絡む場合の取扱い 「9. 複数の通貨が絡む工事契約の取扱い」で規定するか？</p> <p>○表示科目</p> <p>○損失算出時点とその後の見直し</p> <p>○簡便的な処理方法</p>
1.2. 開示		
<p>○適用した認識基準</p> <p>○工事進捗度の決定方法</p> <p>○工事損失引当金を計上する場合の開示</p>	<p>○工事進捗度の決定方法 1) 原価比例法を適用：その旨 2) その他の方法を適用： 適用した方法の詳細 その方法が適切と判断した理由</p>	<p>○見積り変更についての開示 影響が大きい場合に追加情報として開示することを妨げない旨の規定でよいか。具体的な開示項目は何か</p>

「工事契約」に関する検討項目

会計基準（案）	結論の背景	適用指針における検討項目
<p>○本会計基準を一括適用する場合の開示</p>		<p>○表示方法 ふれるべき点はあるか？</p>
<p>13. 適用時期</p>		
<p>○適用事業年度以後に締結された工事契約</p> <p>○早期適用 早期適用開始事業年度以後に締結された工事契約</p> <p>○一括適用の容認 適用開始事業年度期首に存在する工事契約のすべてにつき一律適用 過年度に対応する利益の修正額は特別利益又は特別損失 売上高・売上原価に計上する代替案もある</p> <p>○適用開始事業年度より前の契約で損失が見込まれる場合 本基準に準じて処理</p>	<p>○適用開始事業年度より前に締結された工事契約の会計処理 従前の処理を継続</p>	<p>○一括適用の場合の取扱い 何らかの規定は必要か？</p>